

貿易証明申請者各位

名古屋商工会議所

手数料改定に伴う「貿易証明クーポン券」の取扱いについて

10月1日からの消費税法改正（8%→10%）に伴い、一般原産地証明書等（非特惠）の手数料改定に伴う「貿易証明クーポン券」の取扱いにつきまして、以下の通りとさせていただきます。

	7月31日	9月30日	10月1日～
旧クーポン券 1,080円	55枚綴り 販売終了 ※在庫限りで 販売を終了致 します。	11枚綴り 販売終了	(1) 改定後の証明手数料との差額分を現金でお支払いの上、使用できます。 (有効期限：2024年9月30日) (2) 未使用のクーポン券綴りに限り、差額分を現金でお支払いの上、新クーポン券綴りと交換できます（切り離したものは無効となります。）
新クーポン券 1,100円	/		・新クーポン券（11枚綴り・55枚綴り）の販売開始

(1) 旧クーポン券の取扱い

現在ご使用中の1,080円クーポン券は、10月1日以降、改定後の証明手数料との差額分を現金でお支払いいただくことで、2024年9月30日まで使用できます。2024年10月1日以降、1,080円クーポン券は無効となりますのでご注意ください。

※尚、1,050円クーポン券（黄色）は既に2015年3月31日をもって無効になっておりますことを申し添えます。

(2) 未使用（切り離していないもの）のクーポン券綴りの交換

未使用（切り離していないもの）の1,080円クーポン券「11枚綴り10,800円」、「55枚綴り54,000円」は、差額分（11枚綴り200円、55枚綴り1,000円）を現金でお支払いいただくことで、新クーポン券綴り「11枚綴り11,000円」、「55枚綴り55,000円」と交換いたします（必ず切り離さずご持参ください）。

(3) 新クーポン券は、10月1日から販売を開始します。

(4) 未使用、残額問わず、払い戻しは出来ません。